

○三次市介護事業所人材育成等支援事業補助金交付要綱

令和4年10月20日告示第214号

(趣旨)

第1条 市は、介護事業所等における介護人材の質の向上、確保及び定着を図るため、介護職員研修を受講し介護事業所等で就労する者又は研修を行う介護事業所等に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、当該補助金の交付に関しては、三次市補助金等交付規則（平成16年三次市規則第65号）に規定するもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において「研修」とは、次の各号に掲げる研修をいう。

- (1) 介護職員初任者研修 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程
- (2) 介護職員実務者研修 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号に規定する介護福祉士試験の受験要件となる研修であって、文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した養成施設において介護福祉士として必要な知識及び技能を習得するための実務者研修
- (3) 介護支援専門員実務研修 介護支援専門員の業務に関する演習等を主体とする実務的な研修
- (4) 認知症介護実践者研修 厚生労働省が都道府県等を主体として実施させる研修であって、施設又は在宅に関らず、認知症の原因疾患や容態に応じ、本人やその家族の生活の質の向上を図る技術を習得するための研修
- (5) 介護事業所等の職員を対象とした研修 感染症予防対策、災害時の非常時対応等における職員の知識、演習等の研修

2 この告示において「介護事業所等」とは、介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者が当該事業を行うために設置した事業所並びに同法に規定する指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院及び指定介護療養型医療施設であって、市内に所在する事業所等をいう。

(補助対象者等)

第3条 前条第1項第1号から第4号までに定める研修の補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 介護職員として介護事業所等で就労している者
- (3) 研修修了時点で既に介護事業所等で就労しており就労期間が3月を経過した者又は研修修了後に介護事業所等へ新たに就労し就労期間が3月を経過した者
- (4) 申請時において、補助対象者本人に市税、料の滞納がない者
- (5) 申請時において、研修を修了した日の翌日から起算して2年以内である者

2 前項の規定に該当する補助対象者に対し、その者が就業する介護事業所等の運営法人が研修の受講費用を全額負担している場合は、その運営法人（市内に住所を有する運営法人に限る。）を補助金の交付対象とする。

3 前条第1項第5号に定める研修の補助金の交付対象となる介護事業所等（以下「補助事業所」という。）は、当該介護事業所等に従事する職員を対象に研修を実施した介護事業所等とする。この場合において、他の介護事業所等と合同で研修を実施した場合は、研修を実施した介護事業所等の内、代表する介護事業所等を補助事業所とする。

（補助金額）

第4条 補助金の額は、次のとおりとする。

- (1) 第2条第1項第1号から第4号までに定める研修に係る受講費用（受講料、実習費及び研修に使用するテキスト代）及び受験手数料を合わせた額の2分の1以内（千円未満は、切り捨てる。）とし、5万円を上限とする。
- (2) 第2条第1項第5号に定める介護事業所等の職員を対象とした研修は、講師謝金、教材費等に係る費用とし、3万円を上限とする。

2 前項の規定により補助金額を算定する場合において、他の機関等から当該研修の受講費用等又は同様の趣旨の補助金等の交付を受けているときは、研修に係る受講費用、講師謝金等から当該補助を受けた額を控除するものとする。

3 第2条第1項第1号から第4号までに定める研修の受講費用の全額を補助対象者の就業先である介護事業所等の運営法人が負担している場合の補助金額は、第1項第1号の規定による。

（補助金交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者又は補助事業所（以下「申請者」という。）は、三次市介護事業所人材育成等支援事業補助金交付申請書（様式第1号）又は三次市介護事業所人材育成等支援事業補助金交付申請書（介護事業所等研修分）（様式第2号）を提出しなければならない。

(補助金交付決定)

第6条 市長は、前条に定める申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、三次市介護事業所人材育成等支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により、不適当と認めるときは、三次市介護事業所人材育成等支援事業補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定による交付決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)が補助金の交付を受けようとするときは、三次市介護事業所人材育成等支援事業補助金交付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(補助金交付決定の取消し)

第8条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当したときには、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) 市長の指示に従わないとき。

(補助金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、補助金を返還させることができる。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年10月20日から施行し、同年4月1日から適用する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

(特例)

- 3 本事業に係る事業の着手は、補助金の交付決定を受けた後に着手すべきものであるのが原則であるが、交付決定後の事業着手の場合、事業の公共性、公益性等を総合的に勘案したうえで、事業実施の適期を失する等正当な理由があるものとして市長が特に認めた場合には、交付決定前の事業着手も認められるものとする。

附 則（令和5年3月30日告示第76号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令和5年3月30日から施行する。